

平成29年度 第1回北見市社会福祉審議会 会議録

日 時：平成30年3月22日（木） 午後2時～2時40分

場 所：北見市議会 第2委員会室

出席者：佐藤会長、一條委員、江野委員、堀口委員、畠山委員、坂本委員、島田委員、鈴木委員、阿部委員、高廣委員、白幡委員、石森委員、信田委員、照井委員  
（事務局） 大栄保健福祉部長、池田総務課長、水落障がい福祉課長、鈴木介護福祉課長、吉田総務課総務係長、三輪障がい福祉課総務係長、坂本介護福祉課総務係長、山尾課員  
欠席者：斎藤委員、不破委員、古屋委員、平野委員、志賀委員

会議次第

1. 会長挨拶
2. 委員自己紹介
3. 報告
  - 1) 平成29年度の主な報告事項について
    - ① 社会福祉法人の社会福祉充実計画に係る地域協議会について
    - ② 第5期北見市障がい福祉計画について
    - ③ 第7期北見市高齢者保健福祉計画・北見市介護保険事業計画について
4. その他

開会

(事務局)

ただいまから、平成29年度第1回北見市社会福祉審議会を開会いたします。  
それでは、開会に先立ちまして、佐藤会長よりご挨拶をお願いいたします。

## 1. 会長挨拶

(会長)

社会福祉協議会の佐藤でございます。本日は、年度末の大変お忙しい中、ご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。昨日でございますけれども、カーリングチームのLS北見の市中パレードがございまして、街の中は1万2千人の人で非常にフィーバーしたような状態でしたけれども、皆様はいかがでございましたでしょうか。北見市の名前を全国的にあるいは世界的に発信していただいたということで、大変うれしく思っているところであります。本年度第1回目の審議会となりますが、委員の皆様には、忌憚のないご意見、ご提言を賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

(事務局)

ありがとうございました。  
それでは、この後の議事進行は、佐藤会長をお願いいたします。

(会長)

はい、それでは、ただ今から、平成29年度第1回北見市社会福祉審議会を開会いたします。はじめに、会議の成立及び諸般の報告について、事務局より説明願います。

会議の成立

(事務局)

事務局の保健福祉部総務課総務係長の吉田でございます。  
本日はよろしくお願い申し上げます。  
本日の出席委員数は、19人中14人でございます。  
斎藤委員、不破委員、古屋委員、平野委員、志賀委員につきましては、所用のため欠席される旨、ご連絡がありましたので、ご報告いたします。審議会条例第6条第2項の規定に基づき、委員の半数以上の出席がありますので、本日の会議が成立いたしますことを、ご報告いたします。  
また、委員の変更がありましたので、ご報告させていただきます。  
昨年4月の人事異動により、北見保健所の古畑所長の後任として斎藤所長、北見児童相談所の伊東所長の後任として阿部所長、昨年6月の人事異動により、社会福祉法人川東の里の高橋施設長の後任として島田施設長にそれぞれ就任いただきましたのでご報告いたします。なお、斎藤委員は本日、他の用務のため欠席となっております。  
続きまして、恐れ入りますが、お手元の配布資料の確認をお願いいたします。  
まず事前に送付させていただきました、レジюме、審議会資料。また、当日配布資料といたしまして、レジюмеと「第5期北見市障がい福祉計画」と書かれた冊子の計2点を置かせていただいております。レジюмеにつきましては、事前送付させていただいたものから一部記載を追加しておりますので、本日配布したもので進めさせていただきたいと思っておりますので、そちらをご使用いただきたいと思います。  
なお、当日資料とは別に「第7期北見市高齢者保健福祉計画・北見市介護保険事業計画」を事前にお渡ししていない委員の方々につきましては計画書の冊子を別途配布させていただいておりますので、併せてご確認ください。  
資料の不足等ございましたらお申し出いただければと思いますが、よろしいでしょうか。  
大丈夫でしょうか。それでは私からは以上です。

2. 委員自己紹介  
(会長)

ただ今事務局から、委員の変更について説明がありましたが、本日、社会福祉法人川東の里の島田委員、北見児童相談所の阿部委員がいらっしゃっておりますのでおそれいりませんが、島田委員から順に、自己紹介をお願いいたします。

— 委員自己紹介 —

3. 報告  
1) 平成29年度の  
主な報告事項につ  
いて  
(会長)

ありがとうございました。  
それでは、お手元の次第に基づき、議事を進めてまいります。  
本日は、報告事項1件でございます。  
報告事項1「平成29年度の主な報告事項」について事務局より報告を求めます。

①社会福祉法人の  
社会福祉充実計画  
に係る地域協議会  
について  
(事務局)

改めまして、保健福祉部総務課の池田でございます。  
私からは資料1の「社会福祉法人の社会福祉充実計画にかかる地域協議会」についてご説明いたします。着席にて説明させていただきます。

はじめに、地域協議会はどういったものなのか簡単にご説明いたします。資料1ページの1に「地域協議会とは」ということで記載しておりますが、社会福祉法人は保有している資産のうち事業継続のために必要な資産と残った資産がある場合はそれをどういったものに使うかということを確認する必要があります。残った資産があった場合には、社会福祉事業、地域公益事業、公益事業の順番で何の事業に充てるのか検討を行うこととなります。

このうち、地域公益事業を実施するとなった場合、地域の関係者から意見を聴かなければならないと社会福祉法に定められており、この意見を聴く場となるのが地域協議会であり、社会福祉法人の所轄庁であります北見市が体制整備を行うこととされています。

昨年3月に開催されました北見市社会福祉審議会の中で、委員の皆様へ地域協議会設置についてご協力をお願いということでご説明させていただきましたが、国が示している地域協議会の構成は、北見市でいうと本日お集まりの社会福祉審議会の委員の皆様との構成と重なっておりますので、委員の皆様の中から地域協議会の委員を選ばせていただきたいと考えているところであります。

次に、地域協議会の役割についてであります。資料の中段、2のところに記載しておりますが、大きく2つの場合が想定されております。1つ目は、先ほどご説明いたしました、社会福祉法人の残った資産を地域公益事業に充てようとした時に意見を聴く場として開催する場ですが、①から④に記載したように、地域の福祉課題に基づく内容となっているかといったことについて討議を行う場となります。

2つ目といたしましては、資料の2(2)に記載の地域課題の理解、地域福祉の推進のための討議を行う場としての開催であります。

1つ目の場合の「地域公益事業」の実施希望がない場合であっても、地域の課題を整理して、関係者とのネットワーク作りを進めていくことは大変有用でありますので、年に1回程度開催して地域の課題を共有し、地域の関係者の連携のあり方や推進方策等について討議を行うことが望ましいとされています。

今後のスケジュールについてであります。昨年ご説明した内容では、本年度中に設置

要項を制定し、協議会の開催を行いたいとご説明いたしましたが、北見市内の法人では地域公益事業の実施希望がなかったことと、国や北海道から設置要綱の詳細が示されていなかったことから、来年度、平成30年度中に設置要綱を定め、協議会の開催を行いたいと考えております。

私からの説明は以上でございます。

②第5期北見市障がい福祉計画について

(事務局)

保健福祉部障がい福祉課総務係長の三輪です。私から続きまして、報告事項2番目の「第5期北見市障がい福祉計画」について概要を説明させていただきます。着席にて説明させていただきます。

事前配布資料2ページから12ページまでが障がい福祉計画の概要になります。まず、4ページをご覧ください。「計画作成の趣旨・目的」であります。国において、平成24年に「障害者自立支援法」が「障害者総合支援法」に改正され、「障害者」の定義に「難病等」が追加され、制度の谷間のない支援が行われるようになりました。その後、平成28年5月に「障害者総合支援法」の一部改正により、障がいのある人の自立のためのサービスの創設や、高齢の障がいのある人が介護保険サービスを円滑に利用するための見直しなどが行われました。

また、「児童福祉法」においても一部改正があり、障がいのある子どもへのサービス提供体制を構築するため、障害児福祉計画の策定が義務づけられました。障害児福祉計画は障害福祉計画と一体的に作成することができることから、本市では今回の障害福祉計画より障害児福祉計画と併せて策定いたしました。

4ページ下段より5ページにかけては、障がいのある人の状況と手帳所持者の状況になります。

次に6ページをお開きください。第3章 計画推進のための基本的事項では、平成29年3月に策定いたしました「第2期北見市障がい者計画」の基本理念であります「すべての人が心豊かに安心して暮らせる共生社会の実現」に基づき、基本目標1から8までの、8つの基本目標を定め、7ページになりますが、第4章 計画推進のための具体的な取組として、第3章で定めた各基本目標に係る、推進施策を記載しております。

次に8ページをお開きください。第5章成果目標として国の指針を参考にするとともに、北海道において、障がい福祉計画を策定していることから、道とも調整を行ったうえでそれぞれの成果目標を設定いたしました。

なお、9ページから11ページにかけて、第6章 障害福祉サービス等の見込量について記載しております。サービス等の見込量についても、国の指針を参考にするとともに、これまでの利用実績をもとに北海道とも調整を行ったうえで、それぞれの利用量を見込みました。

12ページをお開きください。計画の策定経過になります。計画策定専門部会を5回開催、また、意見交換会やパブリックコメントを実施し、障がいのある人やそのご家族、関係団体をはじめ、広く市民のみなさまからご意見やご提言をいただきました。

私からは以上になります。

③第7期北見市高齢者保健福祉計画・北見市介護保険事業計画について

(事務局)

介護福祉課総務係長の坂本でございます。どうぞよろしくお願いたします。私の方からは、「第7期北見市高齢者保健福祉計画・北見市介護保険事業計画」についてご説明いたします。座って説明させていただきます。

資料の方は15ページをお開きいただきたいと思います。15ページには2025年を見据えた計画の趣旨や今回の制度改正の内容を記載させていただいております。主な制度改正の中身といたしましては、在宅医療・介護連携の推進に伴う介護医療院の創設ですとか、共生型サービスの位置づけ、また、現役世代並みの所得がある人の利用者負担割合の見直しとしまして、3割負担が開始されるといったことが盛り込まれています。

次に16ページをお開きください。こちらには高齢者人口と要介護認定者の推移を掲載しております。まず、上段の人口についてですが、北見市の総人口は今後も減り続けることが予測されており、平成37年度には11万人を切りまして、10万9千人程度になると見込まれております。一方で高齢者人口は増加のピークは過ぎましたが依然増え続けており、平成37年度には4万人に迫る39,930名と予想しております。これにより高齢化率は平成37年度で36.4%、3人に1人以上が高齢者という状況になってくると見込んでおります。

次に、下段の要介護認定者についてですが、こちらにも認定者数は年々増加しております。ただし、比較的軽度の要支援1から要介護1、一番下のグラフで言いますと下から数えて3つ目までですが、こちらの増加が多く、それ以上の要介護2以上の認定者については要介護4を除きむしろ減少している傾向があり、施設入所が必要となってくる要介護3以上の認定者につきましては第7期計画では20名程度しか伸びないと見込んでおります。

次に17ページをお開きください。下段の「介護保険事業所の現状」についてですが、こちらの表は、3年に1度事業所に対してアンケートを行っておりますが、その結果をもとに作成したものととなっております。一番下の表は介護職員の過不足についての表となっております。平成22年の際には「大いに不足」「不足」「やや不足」この3つを合わせた「不足」と答えた事業所が約半分でありましたが、平成28年度につきましては、8割以上の事業所が「不足」と答えている状況となっております。全国平均で見ますと大体62%くらいが「不足」と答えておりまして、北見市は全国平均よりも高いといった状況となっております。

次に、18ページをお開きください。こちらには計画の基本理念と目標を記載しております。理念と目標については、基本的に第6期計画で作成したものとほぼ同じ内容となっておりますが、先ほどの介護職員の不足というものを踏まえまして、基本目標の第1の方に「介護従事者の人材確保」といった言葉を追加させていただいております。

次の19ページと20ページにはこの①～⑧の基本目標に対する具体的な取組を掲載させていただいております。こちらの中では新たに追加したものや内容を変えたものもありますので、後程ご覧いただければと思います。

また、第7期計画につきましては、特別養護老人ホームなどの施設整備を行わないこととしておりますが、これにつきましては、施設入所が必要となってくる要介護3以上の方があまり増えないことや現在ある有料老人ホーム等を活用して、賄えると見込んだこともありますが、先ほど申し上げた「介護職員の不足」も考慮しての結果となっております。

次に、22ページをお開きください。この22ページの表は第7期計画の3年間にそれぞれのサービスでどれだけの費用がかかるのかを記載しております。施設サービスを除きまして、どのサービスも給付費が伸びる見込みとなっております。特に近年では、在宅医療と介護の連携の強化から訪問リハビリですとか訪問看護などの医療系サービスの伸びが大きくなっておりまして、今後も伸びていくものと予測しております。

次に23ページをお開きください。介護保険事業費の見込みとなっております。まず、上段の費用の負担につきましては、各サービスごとの負担割合を掲載しております。基本的には半分が保険料で半分が国・道・市から拠出される税金で賄われるといった形になっておりますが、「包括的支援事業・任意事業」、この4つのグラフの右下のところですが、こちらの方だけは、第2号被保険者の保険料を使わずに税金で賄う形となっております。

下段の「介護給付費等の見込み」をご覧ください。こちらにつきましては、各年度ごとにどの程度費用が必要になってくるのかを記載しております。平成30年度につきましては、118億1千万、平成32年度には124億3千万円かかりまして、第7期計画の

3年間では、363億8千万円程度費用としてかかる見込みとなっております。

次に24ページをお開きください。65歳以上の方の保険料について掲載させていただいております。第7期計画では介護保険全体でかかる費用の23%を保険料で賄うといった形になっておりまして、保険料につきましては第6期保険料基準額が月額で5,825円だったものが第7期保険料になりますと、月額で5,925円となり、ちょうど100円アップしたという形になっております。これまでの第5期、第6期までにつきましては、500円ですとか1,000円近く上がったこともありましたが、今回第7期につきましては100円のアップでとどめたといった形になっております。

最後に25ページをご覧ください。こちらの方は計画の策定経過になっております。平成29年度につきましては、介護事業所の実態調査ですとか住民懇談会を実施しまして、その結果を踏まえて計画を策定しておりました。

以上で私の方からの説明を終わらせていただきます。

(会長) ただ今事務局から、報告がございました。大きく分けて3点でございます。これらにつきまして、皆様から何かご質問等ございましたら、ご発言いただきたいと思っております。

(委員) 第7期高齢者保健福祉計画についてご質問したいと思います。昨年の12月にパブリックコメントを求めて、色んな意見を集約されたかと思いますが、その時の素案に示されていた高齢者包括支援センター事業について、端野自治区で包括支援センターを設置してほしいという要望書を4団体連名であげたわけですが、その時の市長の回答は、第7期計画策定の中で議論するというものでありました。第7期計画の素案を見たところ、第7期計画期間において検討を進めてまいりますとの文章があり、端野の人間としては3年先送りにされたかな、という思いをしております。そこで、第7期計画期間においてどこの委員会で包括支援センターについて議論を進めるのか教えていただきたいと思っております。また、その委員会で諮問という形をとるのかについても併せて教えていただきたい。

それと、設置条件の中で「生活圏域の高齢者人口の今後の推移等を勘案し、」とあり、行政の中では「等」や「原則」といった逃げとなる言葉を必ず使うのですが、「等」の部分の説明をしていただきたいと思っております。

3点目ですが、4団体の要望に対する回答は昨年の3月末くらいにいただいているのですが、この計画ができた時点での、要望をあげた団体に対する回答をいただけるのかどうか。今のところはないですね。そのことも確認したいと思っております。以上3点、お願いいたします。

(会長) 事務局、お願いします。

(事務局) 介護福祉課の鈴木でございます。いつも大変お世話になってございます。皆様のお手元に第7期計画を置かせていただいております。今、委員からもお話がございましたけれども、日常生活圏域、包括支援センターですけれども、合併してから7カ所に設置させていただいている状況ということで、端野の皆様から昨年包括支援センターを端野で独立で作っていただけないだろうかという要望をいただいております。端野の状況といたしますと、東部・端野地域包括支援センターということで、東部地区に本体がありまして、端野につきましてはランチ、支店というようなかたちで置かせていただいている状況でございます。その中で、昨年も説明させていただきましたが、合併してからずっと7カ所で実施させていただいております。人口、また高齢者人口、高齢化率これらを含めまして簡単に包括を増やす、あるいは減らすといったことができない状況ですから、第7期介護計

画の3年間の中で包括の圏域、これは端野だけではなくてですね、もう1カ所、西部・相内包括支援センターというのもございます、ここにつきましては、中央病院のところ、西部包括支援センターがございまして、相内の方に支店があるという状況でございますので、ここも含めて北見市全体の日常生活圏域及び包括の設置数についても第7期の計画の中で検討させていただくと。その中でも東部・端野、西部・相内と市民の皆さんに不利益がないように努めてまいりたいと考えております。

また、もう一点の方で、どの機関で検討するのかといいますと、「北見市介護保険事業計画策定等委員会」というものがございまして、これにつきましても、各計画が3年間ということですので、第7期計画がこれから始まるのですが、3月31日まで委員の皆さんがいらっしゃいます。この計画で言いますと、87ページに各委員さんのお名前を載せさせていただいております。また、この委員さんについては本年3月31日までですから、4月以降はどうするのかということですが、ここにつきましては、4月に北見、端野、常呂、留辺蘂の一般公募の方を広報でお願いしたいということと、それ以外に保健医療関係者、福祉関係者、サービス事業者、学識経験者というようなかたちで策定委員さんについて募りまして6月頃からまた実施させていただきたいと考えております。

また、この計画に直接関係があるかは別として、もう一点、最後の質問でございましたが、例えば、「北見市介護保険事業計画策定等委員会」というのですけれども、ここにつきましても、「等」という言葉が入っております。この「等」の使い方といいますと、この委員会の委員のなかでいいましても、介護保険事業計画策定等と書いてございまして、これにつきましては、北見市の介護保険計画を分析して計画を策定する委員でもあります。その他、地域包括支援センターの運営及び進捗状況の確認をする委員会でもございます。また、介護でいいまして地域密着型介護保険事業所というのもございます、簡単に言うとグループホームやデイサービスとか北見市で指定をさせていただいている事業所があるということで、その運営管理についてのご相談等も乗らせていただくということで、この会でいいまして、3つの会があって、北見市介護保険事業計画策定等ということで、本来であれば3つ書けばよろしいのですけれども等の中に入れていただいているという状況になってございまして、委員からご質問がございましたけれども、「等」というのは「含まれる」と省略してここでは書かせていただいておりますが、そういう意味合いを持たせているということでご了解をいただければと思います。私からは以上でございます。

(事務局)

保健福祉部長の大意です。生活圏域等という言葉ですが、この「等」については、北見市全体の中でバランス的に高齢者人口が多いところ、少ないところ、あるいは地域性の問題などを加味しながら考えるというかたちで、この中で生活圏域等という言葉を使わせていただいております。例えば、今回、留辺蘂においては3,000人を超えたというところもありますし、端野、相内については先ほど鈴木課長からお話ししましたとおり、どの程度の高齢者人口になっているかということで、全体を見ながら考えていきたいと思っておりますので、ご理解いただければと思います。

(事務局)

申し訳ございません。もう一点、昨年春に端野の4団体の方が端野地域に包括支援センターを設置していただきたいという要望がございました。その中で、回答といたしましては、第7期計画の中で検討して、必要な地域に必要なものをということになりますが、その答えについては、昨年度もお話ししたとおりでございますけれども、第7期の計画の中で委員さんと一緒に分析をしながら、北見市全体の状況を勘案させていただいて検討していきたいと考えておりますので、よろしくお願いたします。

- (会長) 事務局から説明がございましたけれども、委員、よろしいですか。
- (委員) 最後の部分で、私は2回目の回答をいただけるのですかと聞いたのですが、言いつばなしで何の回答もないのではないか思うわけで、今の回答ですと、回答はしないで状況を理解していただきたいということですね。
- (会長) これは、行政団体と市の窓口で後程、整理していただいてはどうでしょうか。
- (委員) もう一点、「等」の説明ですけれども、生活圈域とか高齢者人口が常呂や留辺蘂から見て圧倒的に少ないと言いますが、決してそうではないと思います。だから、数値的な問題以外で端野をはずした要因があるのではないかとやっているわけです。合併当時の状況は聞いているかもしれませんが、端野は相談センターを早くに設置して、進んでいるので、包括はいらないと端野の方から回答していたと思いますが、それから十数年たっています。
- これからの介護福祉政策は包括を中心に行われますよね。北見市が直営で行うものはほとんどないと思います。包括はこの地区でも重要になってきますよね。ですからなおさら西部・相内も含めて端野にも設置していかなければと要望をあげたわけです。ぜひ今年度の計画の中で、この3年のうちに、はっきりした方向を出してほしいなと思います。以上です。
- (事務局) 委員のご意見を承って、3年間の計画、当然、策定等委員会については計画の進捗、次の計画の策定という事業がありますので、当然ながらその中で、6月以降新たな策定等委員会の中で議論していくこととなりますので、簡単に最後の3年目にやるということではなく、初年度から進めるような形で議題を提案していきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。
- (会長) よろしいですか。その他、何かございますか。それでは、3点の報告については了とさせていただきます。
- それでは、次第の「その他」について、委員の皆様から何かございますか。特にございませんか。それでは、事務局から何かございますか。
4. その他
- (事務局) 事務局からご連絡いたします。会議の開催前にも申し上げましたが、委員の皆様が任期が本年5月23日までとなっております。その後4月中旬から下旬にかけて、選出団体の方へ委員の推薦依頼を送付させていただきたいと思っておりますので、引き続きご協力のほどよろしくお願いいたします。
- (事務局) 私の方から、一言。この2年間、大変ありがとうございました。この2年の任期の間に皆様に対しては、ご報告のみであり、大変残念なのですが、その前の時はバス助成という大きな課題を論議していただきました。来年度以降につきましては、また団体から推薦をいただき審議会を開こうと思っておりますが、今後については、5月以降に新たな委員さんで新たな事業の説明を来年度行いたいと思っております。また、来年度以降新たな委員さんに対しては、お諮りする部分が出てくると思っておりますので、その時にはまた委員のみなさんのご進言



をいただきたく思います。2年間ありがとうございました。

- (委員) 1点目の社会福祉法人の件につきまして、北見市には20の社会福祉法人がありますがその中で該当する法人は何団体ありますか。
- (事務局) 28年度決算でいきますと、20法人中どこの法人も残った資産があるというところは、ありませんでした。
- (委員) 北見においてはまだオーバーしているところはないということですね。
- (事務局) はい。道内で5カ所ほどあったようですけども、その中でも地域公益事業を実施したというところはなかったようです。
- (会長) 以上、他に報告がないようでございますので、以上を持ちまして、「平成29年度 第1回北見市社会福祉審議会」を終了いたします。長時間にわたり大変お疲れ様でした。ありがとうございました。